

議会だより

あなたと議会を結ぶ架け橋

湯沢町姉妹都市交流事業

WELCOME TO YUZAWA

令和7年
第158号

6月議会
7月27日発行



……もくじ……

5月臨時議会……………	P02	議決表決結果報告……………	P06
6月定例会本会議……………	P03	一般質問……………	P07
一般会計補正予算……………	P04	閉会中常任委員会……………	P17
開会中常任委員会……………	P05	議員全員協議会……………	P19

【令和7年6月定例会の動画視聴】

6月13日から20日までの定例会や一般質問はインターネットを通じて視聴ができます。ライブ配信もしていますが、当日の動画を録画し、視聴ができるようになっています。この機会にご覧ください。



5月臨時議会

5月16日



※臨時議会は、緊急性の高い議案を審議・決定するために招集される臨時の議会です。

本臨時会では、承認案件5件、同意案件1件、条例改正案件1件、契約案件2件、補正予算案件1件の計10件が上程され、審議が行われた。

専決 湯沢町税条例の一部改正

地方税法等の改正に伴う条例改正。

賛成全員 ↓ 承認

専決 湯沢町入湯税条例の一部改正

マイナンバー法の改正に伴う条例改正。

賛成全員 ↓ 承認

賛成全員 ↓ 承認

専決 湯沢町国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の改正に伴う条例改正。

賛成全員 ↓ 承認

専決 令和6年度一般会計補正予算(第11号)

令和6年度の収入額、支出額の最終的な見込に基づくもので、歳入歳

出それぞれ5,331万3千円増額し、総額を94億1,628万6千円とする。

専決 令和6年度介護保険特別会

計補正予算(第5号)

歳入歳出それぞれ366万7千円減額し、総額を9億8,263万3千円とする。

賛成全員 ↓ 承認

湯沢町総合計画審議会委員の委嘱

前任者の異動に伴い、後任の委員を委嘱する。

・川村倫男氏

(第四北越銀行湯沢支店 支店長)

賛成全員 ↓ 同意

湯沢町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定

建設業法施行令の改正に伴う条例改正。

賛成全員 ↓ 可決

ロータリ除雪車購入契約の締結

老朽化したロータリ除雪車入れ替えるため購入契約の締結。

・数量…1台

・購入金額…6,625万3千円

・購入先…(株)コバリキ

賛成全員 ↓ 可決

谷後橋補修工事請負契約の締結

令和4年度の橋梁定期点検で「早期に補修を行う必要あり」と診断された谷後橋の補修工事。

・契約金額…1億3,200万円

・契約者…森下企業(株)

賛成全員 ↓ 可決

令和7年度一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1,196万4千円増額し、総額を93億496万4千円とする。

・マイクロバス修繕費用が多額になるため、リースで対応の増額。

・フィッシングパークのバーベキュー棟が雪害により倒壊したため、その解体撤去費及びあずま屋の屋根修繕。

賛成全員 ↓ 可決



倒壊したフィッシングパーク



6月定例会 本会議審査

6月13日～20日

※定例会本会議審査は、各常任委員会での審査を経た議案を最終的に本会議で審議・議決します。

湯沢町固定資産評価審査委員会委員の選任

・ 剣持 清（再任）

賛成全員 ↓ 同意

病院運営審議委員会委員の委嘱

1号委員（町内会長）

・ 綿貫 富雄（三国）

・ 高橋 和男（三俣）

・ 田所 英夫（神立）

・ 南雲 龍雄（土樽）

・ 高橋 光一郎（湯沢）

賛成多数 ↓ 同意

2号委員（一般町民）

・ 笛田 道夫（神立）

・ 林 明彦（湯沢）

・ 南雲 有華（湯沢）

賛成全員 ↓ 同意

人権擁護委員候補者の推薦

・ 島田 尚明（湯沢）

賛成全員 ↓ 適任

湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湯沢町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町下水道条例の一部を改正する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町給水条例の一部を改正する条例の制定

賛成全員 ↓ 可決

字の変更

賛成全員 ↓ 可決

湯沢町学習者用コンピュータ等機器購入契約の締結

賛成全員 ↓ 可決

令和7年度一般会計補正予算（第2号）

賛成全員 ↓ 可決

令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）

賛成全員 ↓ 可決



タブレット端末



湯沢学園

令和
7年度一般会計補正予算審査
特別委員会

6月13日

委員長
田村 計久

※一般会計補正予算審査特別委員会は、年度途中の行政需要に対応するため、予算の追加や変更を審査する委員会です。

歳入歳出それぞれ7,723万3千円追加
総額94億1,819万7千円

収入の主な内訳（歳入）	国庫支出金	道路関連の実証実験事業……………1,405万円 子育て施設利用給付交付金……………33万3千円
	寄付金	企業版ふるさと納税（アサヒビール）……………1,000万円
	繰入金	企業版ふるさと納税基金繰入金……………800万円
	繰越金	歳入歳出差額分……………4,269万3千円
支出の主な内訳（歳出）	総務費	基金管理費（企業版ふるさと納税積立金）……………1,000万円 企画振興費（湯沢温泉線社会実験）……………1,350万円 賦課費……………3,333万3千円
	農林水産費	水産業振興費（湯沢フィッシングパーク仮施設設置）215万円
	商工費	観光費（観光まちづくり機構運営支援補助金）…800万円
	教育費	公民館費（管理費増）……………102万4千円

説明要旨

補助金を活用した社会実験事業や定額減税補正給付金事業にかかる予算が計上された。

主な質疑

Q 企業版ふるさと納税の事業内容と単年事業か長期事業か。

A アサヒビール提唱の「スマドリ」文化を活かし、湯沢町の飲み歩きイベントを支援する事業を実施する。越後湯沢駅開業100周年記念事業などと連携し、スマドリ普及・閑散期対策・温泉街活性化を3年間の計画で展開する。

Q スマートドリンクの具体的な事業内容は。

A 秋に飲食店や宿泊施設と連携して、飲み歩きチケットや回遊ツアーを企画する。越後湯沢駅開業100周年イベントと連動し、観光回遊の促進と地域活性化を図る取り組みを進める。

Q スマートドリンクについて条例を制定し、長期的に取り組む考えはあるか。

A 福祉課のファミリー健康プランと連携してスマドリを推進し、事業の盛り上がりを見ながら条例制定の

検討を進める。

Q 湯沢温泉線社会実験の内容は。

A 温泉線の一部を歩行者天国とする構想であり、飲食店や宿泊施設など関係者による協議会を設けて2年間の社会実験を実施する。

Q サテライトオフィスの国補助金返還の理由は。

A 元中央保育所（契約者…きら星）に設置されたテレワーク施設で、利用がなかったため又貸しが行われ、会計検査により目的外利用と判断されたため。

Q 町施設であるサテライトオフィスの又貸しについて、町の考えは。

A 契約者が町へ申請し、使用内容が適切と判断されれば担当課が許可している。

Q フィッシングパーク倒壊建物の撤去状況は。

A 倒壊した建物は全て撤去が完了した。

Q フィッシングパーク仮設場所および再建の検討は。

A 本体中央部の下流側に仮設テントを設置し、再建は本年度中に行う予定である。

Q 健康増進施設管理費の清掃増について。

A 健康増進施設の清掃作業における人件費高騰が要因である。

開会中の常任委員会審査

6月13日

※開会中常任委員会審査は、定例議会中に行われる議案審査を本会議の議決に先立って3常任委員会で行う審査です。

総務文教常任委員会

委員長 渡辺千恵

湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湯沢町職員の給与に関する条例の一部改正

臨時的任用職員の勤務時間、休暇等は規則に定める基準に従い任命権者が定めることを規定。

賛成全員 ↓ 可決すべき

湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定。概ね一般職員と同様の給与を支給。

賛成全員 ↓ 可決すべき

湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

任期付職員は公益的法人等への派遣対象外であることを規定。任期付職員の勤務時間、休暇等を規定。任

期付短時間勤務職員は育児休業の対象外であることや寒冷地手当を支給対象外であることを規定。

賛成全員 ↓ 可決すべき

湯沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定の新設。高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務について、行政職員給与表及び級別職務分類表に所要の改正を行う。

賛成全員 ↓ 可決すべき

生活福祉常任委員会

委員長 南雲好幸

字の変更について

湯沢町地内における国土調査事業に伴う土地の字の変更。土地所有者の立ち会いのもと筆ごとの境界確認を行った結果、字の構成に相違があったため、一団の土地として合筆

ができないことから字の変更が必要となった。

Q 字名変更によって合筆ができる人もいると思うが、飛び地が残るのか。

A 飛び地は残らないような形になる。

賛成全員 ↓ 可決すべき

産業建設常任委員会

委員長 並木利彦

湯沢町下水道条例の一部を改正する条例の制定

地震等により当町が被災となった場合に、他市町村の指定排水事業者であれば当町の指定業者でなくとも宅内の排水工事を実施できるよう、所要の改正を行う。

賛成全員 ↓ 可決すべき

湯沢町給水条例の一部を改正する条例の制定

地震等により当町が被災となった場合に、他市町村の指定給水事業者であれば当町の指定業者でなくとも宅内の給水工事を実施できるよう、所要の改正を行う。

賛成全員 ↓ 可決すべき

令和7年度下水道事業会計補正予算(第1号)

今年度における国の交付金事業の内示額が要望額に対し少ないため一部工事を先送りし、交付金事業の額を組み替える。埼玉県八千代市の道路陥没事故を受け、大規模下水道管路の重点調査を実施するよう国から指示があり、重点調査の予算700万円を増額補正。

賛成全員 ↓ 可決すべき



※議員表決結果報告は、臨時議会および定例会における各議案に対する議員の賛否や採決結果を明らかにする報告です。

- ・採決結果の記載方法（可＝賛成多数で可決・採択等の場合：否＝賛成少数で否決・不採択等の場合）
- ・表決結果の記載方法（議員個々の賛否：賛成＝○・反対＝×・欠席＝欠）：議長は採決に参加できません

提出者	議 案 名	採決結果	飯田正義	水谷幸乃	南雲あや子	渡辺千恵	南雲好幸	並木利彦	高橋政喜	岸野雅人	宮田眞理子	田村計久
5月臨時会	湯沢町税条例の一部改正の専決処分の承認	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町入湯税条例の一部改正の専決処分の承認	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和6年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和6年度介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町総合計画審議会委員の委嘱	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロータリ除雪車購入契約の締結	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	谷後橋補修工事請負契約の締結	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度一般会計補正予算（第1号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町長提出 6月定例会	湯沢町固定資産評価審査委員会委員の選任	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院運営審議会委員の委嘱	可	○	○	○	○	○	○	1号委員× 2号委員○	○	○	○
	人権擁護委員候補者の推薦	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湯沢町職員の給与に関する条例の一部改正	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町下水道条例の一部改正	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町給水条例の一部改正	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	字の変更	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町学習者用コンピュータ等機器購入契約の締結	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度一般会計補正予算（第2号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

町政を問う

「町政を問う」は、本会議で行った各議員の一般質問のページです。
一般質問とは、執行部（町長や教育長）に対し、町政全般について事務の執行状況や方針をただしたり、報告や説明を求めるものです。
執行部の回答時間も含め一人当たりの持ち時間は60分以内です。
このページでの掲載文は、質問者本人が自分の質問内容を要約したものです。
なお、議会ホームページでは、全ての内容が録画されたものをご覧いただけます。

飯田 正義 08

Q 町の財政運営における基本方針について

渡辺 千恵 09

Q 今冬、湯沢町が災害救助法を適用しなかった理由は

田村 計久 10

Q これでもいいのか、湯沢まちづくり機構（DMO）と
観光振興計画

水谷 幸乃 11

Q 安心登録サービスの登録、必須化は

岸野 雅人 12

Q 観光財源確保は宿泊税ではなく入湯税で

宮田 眞理子 13

Q リチウムイオン電池、バッテリーの処理について

南雲 あや子 14

Q 防災の備えに強い町づくりを

並木 利彦 15

Q 魚沼基幹病院の経営は大丈夫か

南雲 好幸 16

Q 事前審査・事前協議の禁止は、法的拘束力はあるか



Q 町の財政運営における基本方針について



&

飯田正義 (文責)

A 地方債は交付税措置を重視し無駄な借入を避け、基金は安全運用で利益確保を図る

地方債の償還方式について

質問 地方債の現在の総額と返済方式について

答弁 地方債残高は約75億円。年間8億円返済予定。定時償還方式を採用し半年元金均等償還で資金計画を立てやすくしている。町民1人当たりの地方債残高は約95万円となっている。

質問 町民1人当たり95万円の地方債残高の適切性について

答弁 必要な資金を適切に確保し確実に返済できる方法を進めており、現状は適切な取り組みができていると考えている。他の地域との比較はそれぞれの状況が異なる。

基金運用の効率化について

質問 基金の規模と運用方法の基本的内容について

答弁 基金残高は26億円で令和7年5月末時点の運用状況は、基金総額のうち定期預金が6億円、債券が9億円で運用中。令和4年から一括運用を導入し効率化を図っている。安全性を最優先に運用方針を決定している。

質問 基金運用に関する収益と利率について

答弁 令和6年運用収益は380万円。利率は0.1%。

質問 債券運用による現状の含み損について

答弁 含み損が発生している可能性はあるが満期まで保有すれば損失にならない。途中解約は考えていない。長期保有により安定的な運用益を確保する方針。

基金戦略と繰上償還の合理性について

質問 基金積立と借入金返済の最適バランスについて

答弁 繰上償還には保証金支払いが必要で保証金免除がない限りメリットはない。交付税措置を重視し無駄な借入を避けている。将来の財政負担軽減を重視している。

質問 金利情勢を踏まえた繰上償還の検討について

答弁 繰上償還時は運用利益担保が求められる条件が付く場合がある。湯沢町でも平成中期に一括償還事例があった。交付税措置対象以外の借入を避ける方針を徹底している。

質問 基金運用状況の公開と成果指標設定について

答弁 現在は広報誌で基金残高を周知している。



広報ゆざわ (2025.3.23 発行)



湯沢町ホームページ (財政)

運用状況の追加公開や分かりやすい周知方法を今後検討していきたい。



Q 今冬、湯沢町が災害救助法を適用しなかった理由は

& 渡辺千恵 (文責)



A 町内の道路交通は維持され、孤立する集落等もなかった

質問 災害救助法の基準値は国の基準に従い、湯沢町は4力所の観測平均で出されているが、湯沢地区と三俣地区では積雪量は全く違う。また昔と違い、現在の雪の状態は地球温暖化のためか、雪荷重が大きくなっている。この冬は屋根の破損、建物の倒壊などもあった。積もった積雪量の平均値だけで判断するのは危険な場合もある。状況を踏まえ判断するべきではないか。

答弁 国、県による基準値に従って判断しているが、町民の命、暮らし、産業を踏まえ今後要請を検討する。

質問 屋根の雪下ろしについて業者が見つからない、また一回の雪下ろしで3万円以上かかると聞いている。高齢者等除雪補助事業において問題などはなかったのか。

答弁 この冬は大雪で大雪対策本部を立ち上げ、助成額を3万円から6万円に引き上げ、期間も延長し支給した。実績は昨年より30世帯増加し、55世帯の申請があった。この期間、健康福祉部、社会福祉協議会が現地確認、除雪業者の情報提供、相談などに応じていた。特に大きな問題はなかった。

空き家問題について

質問 空き家物件が増えている。町内の空き家の数、また把握できない空き家はあるのか。

答弁 現在空き家物件は47件、把握できない物件は1件。

質問 中子に、いつ崩壊してもおかしくない建物があり、この物件は所有者に解体、修繕など求めているが、長期間放置されている。建物からの落雪、万が一崩壊した場合は道路を塞ぐ。子どもた

ちも歩く道路でもある。町民の安心、安全が第一である。早急に「特定空き家」として認定し、「改善命令、措置命令」を出し、従わない場合は「代執行」を考えるべきではないか。

答弁 令和6年「空き家等対策計画」を策定。特定空き家に認定した場合、「指導、勧告、命令」と進めている最終的には「代執行」となるが、この物件に対して早急に取り組みを進めていく。

質問 空き家については外国人も多く購入されている。

答弁 憲法、法律などがあり、条例は難しいが、今後どんなことができるか考えていく。



手付かずの空き家は危険です

高齢者世帯等住宅除雪援助事業

住宅の屋根除雪等を自力で行うことが困難な湯沢町に住所を有する高齢者世帯等に対して、冬期間（12月1日から3月10日まで）の除雪等に係る費用の一部を援助することで、生活の安全確保と心身の安定を図ることを目的とした事業です。

【対象者】

- 70歳以上の高齢者世帯（一人暮らし高齢者含む）
- 世帯員全員が身体障害者手帳を有する者（1～4級）
- 母子世帯（母と15歳以下の子どものみ世帯）
- その他要保護世帯

但し、下記の条件に該当する場合は対象外となります。

- 生活保護世帯
- 町民税課税世帯（今年度からは均等割課税世帯も対象外となります。）
- 現に居住していない住宅
- 親戚等の協力が得られる世帯（子供や孫などの協力を優先して下さい。）
- 世帯員のどなたかが、世帯外の方の税法上の扶養親族となっている世帯

【対象費用】

- 屋根の除雪・消雪・融雪に要した費用
- 屋根からの落雪が日常生活に支障をきたす場合、その処理に要した費用
- 住宅周辺の日常生活に必要な通路等の除雪・消雪・融雪に要した費用

【助成額の目安】

12月1日から3月10日までの最大積雪深さに応じて、下表を目安に口座振込で支給します。（※最大積雪深さは湯沢町役場観測データによります。）

100cm程度	150cm程度	200cm程度
10,000円	20,000円	30,000円

【利用方法】

- 利用申請書を、2月末日までに湯沢町総合福祉センター内の福祉介護課へ提出して下さい。
- 利用決定の通知を受けた方は、3月中旬の締切日までに担当地区民生委員を通して「除雪実施報告書」と（申請者名）の領収書の写しを提出して下さい。

【問合せ先】

湯沢町総合福祉センター内 湯沢町役場福祉介護課 784-4560
湯沢町社会福祉協議会 784-4111
その他、地区担当民生委員へご相談下さい。

2018/04/11

Q これでもいいのか、湯沢まちづくり 機構(DMO)と観光振興計画



&

たむら かず ひさ
田村計久(文責)

A 課題があるので観光まちづくりの 実現に向け組織体制を強化する



質問 質
ある。し、町の実情を把握する必要

答弁 勉強会や説明会を進めて
いる。大きな問題な
ので、議員にも理解をいた
す必要がある。指摘を受け
しっかりと取り組んでいく。

質問 行政の準備不足、説明
不足に問題がある。町
が前面に出て説明と理解をい
ただくこと、議会との意見交
換が必要と考えるが。

宿泊税の導入には事業者の理解を

答弁 運営面、職場実態に課
題がある。体制強化と

質問 職員の退職者が多い。
体制に問題はないか。

答弁 今年度中の統合を目指
して現在調整をすすめ
ている。

質問 観光協会の統合が基本
目標だが達成できてい
ない。経過についての釈明は。

事務局長の獲得に向け、現在
準備をすすめている。

質問 町、DMOが進める四
季観光を目指し、イベ
ントに頼らない町づくりとは。

答弁 多くのお話を聞き計画
を進めてきている。町
ができることは、宿泊税など

財源の問題や観光振興の施設
の維持に取り組んでいる。

答弁 空き家を含め実態調査
をしなければならない。



湯沢高原ロープウェー

質問 夏場観光の大きな柱、
観光事業者からは安定

湯沢高原ロープウェーの売却に 不安の声

答弁 原子力規制委員会の東
京電力安全対策と適格

質問 新潟県知事との意見交
換会で、町長は「原発
再稼働すべき」と発言した。
町民代表として町長の発言は
不適切と言わざるをえない。

「柏崎刈羽原発再稼働すべき」との 町長の発言

性確認、新潟県技術委員会の
安全対策の確認などを根拠に
自分自身判断した。
※住民代表としての見解はあ
りませんでした。

した経営継続に心配の声があ
るが。

答弁 町が維持していくのは
厳しい。湯沢高原株式
会社と日本ケーブル株式会
社に譲渡に向けて協議中。秋
まに方向性を示したい。

質問 不成立の場合は一般公
募とするのか、現状継
続とするのか。

答弁 不成立の場合は何らか
の形で相手先を探さな
ければならない。



Q 安心登録サービスの登録、必須化は

みず 谷 幸 乃 (文責)



A 必須化よりも認知の拡大を

質問 一人暮らし等安心登録サービスの運用上の課題は何か。

答弁 本サービスには主に3つの課題がある。①事業の周知が十分でなく、必要としている方々に情報が届いていないこと。②身寄りがない、あるいは緊急連絡先を登録できる人がいない高齢者が一定数存在すること。③財産管理や成年後見を担える支援者が地域内で不足しており、制度があっても実行に移せない状況があること。

質問 登録が進むことで独居高齢者支援が進出し、町の移住政策にも好影響があるか。

と考えられる。サービスの登録を必須にすることはできないか。

答弁 現状では必須化よりも、まずはサービスの必要性を地域住民に広く認知してもらうことが重要と考えている。理解と共感なくして制度の利用は広がらない。

質問 その認知促進のために、消防や警察、さらには銀行や不動産業者など地域住民や移住者と接点のある機関に協力を求めることは可能か。

答弁 現在は消防、警察、ケアマネジャーを通じた情報提供を行っており、町民課や福祉課の窓口にもパンフ

現在、消防、警察、ケアマネジャーを通じて、町民課や福祉課の窓口にもパンフ

レットを設置している。今後は、銀行や不動産会社など民間事業者との連携も視野に入

湯沢町立病院の赤字問題について

質問 町は近年の一般財源からの支出をどう捉えているか。また、病床稼働率低下の要因は何か。

答弁 町としては、現状の支出は必要かつ妥当なものであると認識しているが、将来的な財政健全化のためには病院の自立的な財務体制の構築が不可欠。南魚沼圏域全体でも人口減少に伴い患者数が減っており、それが病床稼

に、病院自身の努力に加えて、町としても運営協議会等を通じて病院との連携体制を強化し、持続可能な医療提供体制の構築に向け、積極的に関与していく必要があると認識している。

れ、より効果的な広報活動を検討していきたいと考えている。

質問 病院経営は全国的にも困難である。診療報酬の見直しは国の課題で即時改善は期待しにくい。ならば、患者満足度や接遇力を見直し、「選ばれる病院」を目指すことが重要ではないか。町も主体的に関与するべきでは。

答弁 ご指摘の通り、経営強化プランにもあるように、病院自身の努力に加えて、町としても運営協議会等を通じて病院との連携体制を強化し、持続可能な医療提供体制の構築に向け、積極的に関与していく必要があると認識している。

質問 湯沢町健康福祉部 福祉介護課 受付時間/平日8:30~17:15 電話番号 025-784-4560 FAX 番号 025-784-4536 メールアドレス hukusi@town.yuzawa.lg.jp 所在地 〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地1 湯沢町総合福祉センター内

町としても運営協議会等を通じて病院との連携体制を強化し、持続可能な医療提供体制の構築に向け、積極的に関与していく必要があると認識している。

登録して安心！
湯沢町ひとり暮らし等
安心登録サービス事業

登録料
無料

急な病気や事故等で意思表示ができなくなった時や、安否確認ができなくなった時に備え、あらかじめご本人が希望する情報を湯沢町に登録しておく事業です。

万が一の時、警察や消防、医療機関などからの問い合わせに対し、登録情報の開示や緊急連絡先への連絡を行います。
※町は関係なしに情報を開示したり、その他の支援をする制度ではありません。

利用できる方

湯沢町でひとり暮らしされている方(湯沢町に住所がある方)が対象です。
ただし、同居家族がいる場合でも、障がいや病気等で緊急対応ができない場合も対象となりますので、まずはご相談ください。

登録申請できる方

対象者ご本人

※ご本人が障がいや認知症などやむを得ない事情により明らかに申請できない場合には、親、成年後見人、家族が申請できます。

登録できる情報

- ①緊急連絡先 ②本籍 ③かかりつけ医やアレルギー等
- ④介護サービス利用に係るケアマネジャー ⑤リビングウィルの保管場所、預け先
- ⑥エンディングノート等の保管場所、預け先 ⑦生命保険・預貯金等の情報
- ⑧機器提供の意思 ⑨葬儀や通品整理の生前契約先
- ⑩お墓の所在地 ⑪通言語の保管場所 ⑫自由登録事項

※登録できる情報は自由に選択し登録できます。

湯沢町立町立
湯沢町
近一様に暮らしやす

登録から活用まで 画面へ

登録から活用までの流れ

① 登録の相談
窓口やお電話にてご相談ください。窓口にお越しの場合には、ご希望の登録内容を確認します。状況に応じて、社会福祉協議会の見守りサービスや終活事業の窓口の紹介などを行います。

② 登録の申請

登録したい情報を登録申請書に記入し、マイナンバーカード等の身分証明書をご提示のうえ、申請書を提出いただきます。緊急連絡先を登録する際には、原則、緊急連絡先に登録される方の「緊急連絡先登録同意書」もあわせて提出いただきます。

③ 登録

登録の完了後、「湯沢町ひとり暮らし等安心登録証」(A4 サイズの提示用と名刺サイズの携帯用)を郵送にて交付します。

※登録証(携帯用)は、お財布に入れたままなどで携帯してください。

登録証表面



④ 登録情報の活用(平日開庁時)

登録者が病気や事故等で意思表示ができなくなったり、登録証を見た警察や消防、医療機関等から照会があった時、地域住民から安否の確認が取れないと連絡が入った時など
→町は情報開示先の機関に情報を開示します。また緊急連絡先に連絡をします！

お問い合わせ・登録先

湯沢町健康福祉部 福祉介護課 受付時間/平日8:30~17:15
電話番号 025-784-4560 FAX 番号 025-784-4536
メールアドレス hukusi@town.yuzawa.lg.jp
所在地 〒949-6101
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地1 湯沢町総合福祉センター内

湯沢町立町立
湯沢町
近一様に暮らしやす

Q 観光財源確保は 宿泊税ではなく入湯税で



&

A 宿泊税導入を進める

岸 野 雅 人 (文責)



質問

宿泊税導入の場合、目的税を2種頂くことになるが、民泊も含めお客様に納税者のご納得は得られるか。徴収義務者の負担は重い。目的への財源負担が宿泊者のみは不公平。

より正確なデータを把握し、今後の参考としたい。
町の共同浴場は、冬季シーズンまでに利用料金を引き上げ、入湯税課税を検討している。

質問

入湯税もやりようがある。(釧路市の参考例)

本質問以下の「見直し」を総合すると、宿泊税収の想定と聞く2億円程度の税収は見込める。実情認識と工夫により税収増は可能と考える。いかがか。

答弁

宿泊税を導入し、持続可能な観光の町を作り上げたい。

答弁

観光自主財源の確保へ、入湯税は財源不足、徴収の宿泊施設が全施設の約34%、公平性の観点から適切ではない。特別徴収義務者交付金等を検討する。

滞在時間が長く多くの受益を得る宿泊者から徴収させていただく日帰りも多いとは肌感覚。人流データ計測に

《入湯税》釧路市の例 一部施設で250円⇒300円に 税率は5段階 最低税額 40円

入湯税300円のうち150円分は、釧路市観光振興臨時基金に積み立てられ、税率300円適用の宿泊施設(国際観光ホテル)が所在する地域の観光振興事業に役立てる。

宿泊税は令和8年から。釧路市200円・北海道100円から、釧路市200円・北海道500円までの計300円～700円のご負担。結果、一部施設では、お一人様ご一泊600円～1,000円のご負担。

湯沢町の場合

- 入湯税の約9割が宿泊者とする
250円なら約7千722万円の増収
300円なら約1億1千583万円の増収
地域の観光振興に役立てられる。
- 共同浴場入場者の8割が一般とする
入湯税150円なら約3千461万円の増収
- 計1億1千万円から1億5千万円の増収

答弁

経常経費の洗い出しと検証から。

質問

まずは、支出の見直しが必要。

答弁

見直しは不可欠。町民負担は減らしたい。

質問

困る前に、計画立てて公共料金の改定を。



駒子の湯 町営共同浴場は、冬前に料金改定の予定とのこと



Q リチウムイオン電池、 バッテリーの処理について

みや た ま り こ
宮 田 眞理子 (文責)



A 丁寧な周知の手法を 担当と相談して取り組む

質問
リチウム
イオン電
池・バッテリ

がさまざまなところで発火し、火災を起こしてニュースで報道されている。処理については環境省から各自治体に任せられた。回収・処理方法について、先日ホームページでは掲載されていたが、広報を情報源にしている方が多い。広報に間に合わない場合は折り込みに入れるなど、周知方法を考えるべきだ。

中子の町有地のその後は

質問
中子のノリタ跡地の活用について企業誘致の方向だけを見てきた。昔、広く意見を聞く委員会があったという。土壌汚染が発覚し、頓挫してしまった。前町長はどこに出しても恥ずかしくない土地にするとして除染をした。今一度、活用方法の意見を

を聞ける会を設けてみてはどうか。

答弁
町長になって12年目である。今までの経緯を踏まえて企業誘致について取り組んできた。アンテナを張って話を聞いていく。委員会は設けない。



専用回収ボックス

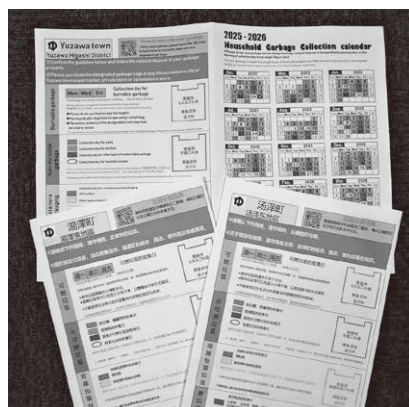
答弁
令和7年6月から拠点回収を行なっている。ホームページに掲載した。今回は間に合わなかったが、7月の広報でお知らせをする。丁寧な周知の手法を担当と相談して取り組む。

海外からの移住者の対応について

質問
海外の方が湯沢に住むことを否定するものではないが、ルールを守っていただかなくてはならない。町として窓口を設置し、対応に当たっては如何か。

い。総務課が受けて、それぞれの担当部署に振り分ける。

答弁
ゴミについては英語と、中国語は簡体字・繁体字の2種類のカレンダーで対応している。窓口設置についてはさまざまな部署で手薄な状態であり、現実的な



ごみ収集カレンダー外国語版

湯沢町一人暮らし等安心登録サービス事業の展開状況について

質問
委員会にて現在課題となっていること「身元保証」「生活支援」「死後事務サービス」について説明があった。専門性があることは別として、地域住民がボランティアでできることを町民に訴え、協力を仰がなければならないと感じる。どのように

周知するのか。

答弁
民間が関わっていくのは難しいものがあるが、どのような支援ができるか社協と共に考え、取り組んでいく。ボランティアについて内容や募集についての周知について考えていく。

Q 防災の備えに強い町づくりを



&

な ぐも こ
南 雲 あや子 (文責)

A 町民をしっかりと守る取組みをしていく



質問

今年の3月議会で、施政方針に対する代表質問の中に、防災組織の活動が見えない、総合防災訓練だけでは町民の防災意識は高まらない、行政によるさらなる指導が必要ではないかというものがあつた。これに対して町長は、町内会長連絡会議で防災体制の再確認と自主防災組織補助金を活用した活動の活性化をお願いしたと答えた。私もさらなる指導や支援が必要と考える。どのような指導や支援をするのか。

答弁

今年8月31日の町の防災訓練に参加して共助を再認識し、組織の活性化に繋げてほしい。国・県の研修会の情報提供もする。

質問

ある町内では、リヤカーを持っていて、自力での避難が困難な人を避難所に連れていく訓練をやったとか、町の防災訓練に合わせ避難訓練をし、自力での避難が困難な人を誰が避難所へお連れするか決めている、といった町内もあると聞いた。



炊き出し訓練（町の総合防災訓練）

私は湯沢町赤十字奉仕団に所属するが、毎年の事業計画で児童クラブ防災訓練への協力をあげている。食生活改善推進協議会では今年の総会時、アルファ米非常食を試食した。防災への意識は決して低くない。ただ、自主防災組織の

活動は見えない。湯沢町にはハザードマップがある。マップの活用の仕方、備えの役割分担等、指導や支援が必要と考える。組織の実情を把握し、補助金制度を使って組織に必要なものを提案する等、支援が必

要ではないか。

答弁

ハザードマップの周知を進め、補助金制度を使っての提案、研修会も考える。

質問

災害時に支援を必要とする方の個別の支援計画は策定されているのか。支援を必要とする方のいる町内に名簿を渡し、避難所には誰がお連れするか、計画を立てていただいてはいいか。もちろんご本人の了解は得てほしい。

町長は「町民が幸せになることを毎日考えている」と言っている。町民が自分のことだけではなく、助け合い、全員が幸せに暮らせるようになるために、支援の必要な方のお名前を町内にお知らせし、その活用方法等を指導・支援し、防災の備えに強い町づくりをしてほしい。

答弁

誰もが安心・安全に暮らすことは大事。要援護者の個別計画は策定中。個人の同意があれば町内にお知らせできる。



Q 魚沼基幹病院の経営は 大丈夫か



並 木 利 彦 (文責)

A 2月に経営改善プログラムを策定し、 経営改革が進んでいると認識している

質問

住民の健康意識を高めることは、地域医療の維持に重要な役割を果たしたり、健康診断の受診率向上や予防医療の啓発活動を通じて、病院の負担軽減と地域全体の健康水準向上が見込めたり、地域と病院が一体となって取り組みことで持続可能な医療体制の構築が可能となると思うが。

答弁

これらを前に進めていくことがとても大事だと思う。

質問

町内では、特に大規模事業者から「融雪井戸を2本以上設置したい」との要望がある。これは、機械除雪にかかるコスト削減や企業誘致の観点から、融雪井戸の活用が不可欠ではあるが、井戸の乱立は地下水資源の枯渇リスクを高め、一般家庭や他事業者の井戸枯れを招く恐れがある。1本あたりの掘削コストが高額であることから、枯渇による損失は大きい。

「地下水採取の規制に関する条例」に基づき、湯沢町で

は「地下水対策委員会」が設置されている。同委員会にて、過去の井戸枯れ事例の位置や深度などのデータを踏まえ、地下水影響が小さいと判断される地域に限定して増設を認める可能性はあるのか。

答弁

この条例の目的である公共用水道の水源や道路消雪等の水源の保全に影響がない地域においては、井戸本数の規制について今後検討する必要があると考えているが、令和6年度の湯沢地区の駅東地内では、道路の消雪井戸数本が枯渇したことから、規制強化も検討していく。

今年度は賃金の上昇により、多少生活が楽になる兆しが見えていたが、来年度は賃金の伸びが不透明な状況。物価の上昇が続く中、地域経済の持続的な発展のためには、より一層の工夫と対策が必要。湯沢町は観光を基盤とする町。他地域からのお客様によって支えられているため、観光対策の強化は不可欠。

■■■当面の観光課題■■■

- ・夏季観光対策
- ・外資との共存共栄
- ・各エリアの観光資源の深掘り

湯沢町の事業者の中には、融資を受けながらも投資の余力がない状況にある方が多い。

売上が伸びても、物価や人件費の上昇によって投資に回せる余裕が生まれないのが現状。

新型コロナが下火となり、全国各地で観光競争が本格化する中、湯沢町の強みを生かした経済政策を商工会、観光まちづくり機構、行政、議会が一体となって協議し、検討していくことが求められている。



<https://yuzawa.tv/20250618/>

質問

夏季観光対策、冬季はインバウンド需要の増加もあり、売上が好調。しかし、夏季シーズンの集客をさらに強化し、年間を通じて安定した観光収入を確保する必要があると思うが、夏季観光対策をどのように考えているのかお聞きする。

答弁

夏季観光に限らないが、例年今年の計画といったものは策定していない。現在、町の観光施策は湯沢町観光振興計画に基づいて取り組みを進めている。



Q 事前審査・事前協議の禁止は、法的拘束力はあるか

&

なぐもよしゆき
南雲好幸(文責)

A 禁止条文がないため、法的拘束力はないと考える

なぜ町民に情報が伝わりづらいのか。理由の一端を知っていただきたいための質問です。

Q 重要事案に
対し、もっと意見
交換できないか

A 議会軽視にならない
よう意見もうかがう

質問 3月議会で「ノリタ跡
地の企業誘致に係る審
議過程において、事前審査・
事前協議の禁止という思い込
みが、議会と執行部の意思疎
通を阻害したのではないか」
との質問に対し、その後町か
ら規則が示された。そこでは
「全員協議会では議案の説明
に対し質疑や討論を行うこと
は、事前協議に該当し行うこ
とはできない」と述べている。
これは、地方自治法の議会の
議公開の原則条文について
「事前審査・事前協議の禁止」
という行政実例での見解を根
拠にしている。それを厳密に
運用すれば、「議会は、説明

を聞くだけで議決を行え」となる。重要事案に対し、執行部は「説明はした」、議会は「町民代表の意見交換の場合がない」ともなる。

従前から国家行政は、エリートであるお役人によって担われてきた。「庶民は行政に深く口を出さず、我々に任しておけば良い」という風習が制度に反映しているのではないかと感じる。さらに、行政実例の日付は昭和25年、戦後5年しか経っていない占領軍GHQ支配下での見解である。法令に禁止条文がない中で「事前協議・事前審査の禁止」は、これをよりどころとしている。

二元代表制は、議会と執行機関が相互に牽制し合う「対立の原理」が基本だが、戦後80年、インターネットも出現し、真実と偽物の情報が氾濫している。変化のスピードも早い。そのため、執行部と議会は、対策が後手後手にならないよう緊密な連携が必要。町民からは「町は説明不足だ」という意見もある。

『総務省への質問状と回答』

質問 1、地方自治法第 115 条は公開を原則とするが、公開できない場合もある、という法律ではないか。

回答: 質問の通りであり、また、地方自治法第 115 条での「会議」は、本会議を指しているため、委員会・全員協議会は適用されない。

質問 2、執行部と議会は意見交換をしてはならない、という法律なのか。

回答: 115 条は「意見交換をしてはならない」という法律ではない。法的には、議案が提出されてからのものであり、提出されてからは、質疑への説明、賛成・反対討論後、議決のみである

質問 3、意見交換による原案作成や政策立案はできないという法律か。

質問 4、法律に「事前協議・事前審査の禁止」という文言が無いのに禁止という制約をかけることは可能か。

3・4 の回答: 直接的回答ではなかったが「議案審査権」については、第 109 条にて委員会についての定めで、議案が出てからでないと審査は行う事ができない。

質問 5、これらの解釈は法的拘束力があるのか。

回答: 行政実例の見解は、法的拘束力はない。

質問 6、議会と執行部は、力を合わせより良い地方自治を行うための関係ではなく、議会はことさら執行部に対する監視機能ばかり強調することになるのではないか。

回答: 財産処分については、首長の権限である。

その他個別事案の議会対応は、各自自治体に委ねる。115 条にまで関係する判断は、町長の判断になる。

総務省は「行政実例の見解は法的拘束力はなく、運用は、自治体に委ねる」とのこと。そして「行政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した事項等について意見を求める場合もある」との説明

もある。この意見聴取をもっと丁寧に行っていただきたい。答弁 実質審議にならないよう配慮した上で、情報交換や意見交換をし、円滑な町政運営が行えるよう意思疎通に努めたい。

閉会中の常任委員会調査

※閉会中常任委員会調査は、閉会中（定例議会と定例議会の間）に行われる継続審査や、調査の必要がある議題について行われる委員会です。

総務文教常任委員会

地方交付税の交付状況と将来計画

令和3年度以降、固定資産税収は減少し、普通交付税は増加している。

Q 地方交付税の交付額は国勢調査の数値を使用か。

A 国勢調査の数値が基準となる。人口が増えると交付税が増える仕組み。

職員採用状況と会計年度任用職員数

一般事務4名、保育士2名、会計年度任用職員（保健師）1名を採用。令和7年度採用試験は東京・新潟の2会場で実施する。

Q 東京会場を増やした理由は。

A 地元出身者が進学等により東京で生活しているため。

Q 今年度、湯沢町出身者の採用はあったか。

A 事務職4名。

町の財政状況と今後の財政運営の課題・改善

財政運営指針では、現在の財政レベルは6段階中3。ふるさと納税への依存度が高く、今年度はレベル4を目標とする。

Q 町民に町の現状を理解してもらう必要があるのでは。

A 町内会長連絡会議や広報等で発信していく。

公共施設の維持管理状況と将来計画

個別計画に基づき、財政指針や施設の実情を踏まえて検討する。

Q 数年後の廃止も視野に入れるべきでは。

A 町民の意向を踏まえ、5年の中で廃止も視野に検討する。

部活動地域移行の現状と課題

令和7年度は平日は学校、休日は地域または学校。令和8年度から休日部活動は完全地域移行。課題は施設費、人件費、遠征費、指導者・人

材確保、財源確保。

Q 部活動ごとの受益者負担は。

A 徴収あり。後援会費からの支出もある。

Q 子どもの減少と指導者不足で種目数減の懸念は。

A 現状維持を目指しつつ様子を見る。退職者等が指導可能な場合もあるが、人材確保が課題。

生活福祉常任委員会

湯沢病院・介護医療院の運営状況

介護医療院は稼働率87.5%で安定。包括ケア病床は56.7%と低調。

一人暮らし等の緊急通報体制

「緊急通報装置等対応事業」は40件利用。「あんしん登録サービス」は登録1名。支援者確保や専門職不足が課題。

Q 支援者の資格は。

A 社会福祉士、司法書士、弁護士等。講習受講で無資格者も可能な場合あり。

Q 高齢者の買い物困難への対策は。

A 移動販売、ICT活用、福祉バスなどを検討。

税の不納欠損状況

過去10年で約8.1億円。主因は死亡による相続人不在、法人実態なし、海外転出等。町内での時効欠損はない。

Q 海外や法人実態のない滞納割合は。

A 統計なし。

Q 海外法人の固定資産税滞納への調査強化は必要では。

A 国内対応を優先。海外は調査困難なため検討中。

税務町民部のIT化の推進と課題

住基ネット、戸籍情報連携等で電子化が進展。オンライン窓口も検討中。課題はマイナンバー関連業務の増加、紙との併用による負担。税務課では登記連携やオンライン差押えも導入済。

Q 高齢者のデジタル対応の配慮は。

A 窓口で対応可能が確認し、日常的に配慮している。

Q 2重処理によるミス対策は。

A 慎重な運用と情報共有に努め、併用は当面継続する。

産業建設常任委員会

観光客の入込状況と町の産業全般の経済状況

観光客数は360万5,800人で令和元年比99.3%。悪天候や万博の影響で減少傾向だが、インバウンドは微増。

地域公共交通の現状と課題

土樽線は令和6年10月より新運行体制に。ライドシェアは令和7年3月導入（4台）。

ライドシェア講習の受講者は。

現状3名。

町からの補助金は。

補助金はない。

移住定住促進業務等委託業務の進捗状況と今後の展開

業務委託は6年目で目標超。今後は定住促進に注力。

住人への定住促進の考えは。

子育て世代のリフォーム予算化を検討。

外国人対応は。

450人在住。必要に応じて協議検討。

新ごみ処理施設建設

令和6年度に支援業務のプロポーザル実施。令和7年度に建設方針公表・入札公告。令和8年度に建設業者決定、令和9～12年度で工事実施し、令和13年度に供用開始。

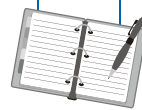


タクシーアプリ「GO」



トゥクトゥク

議会活動日誌



4月3日	新潟県町村議会議長会 議長会議（新潟県自治会館）	4月3日	第7回議員全員協議会
8日	湯沢砂防事務所長来庁 着任挨拶	22日	令和7年第1回南魚沼地域広域計画協議会（南魚沼市役所）
9日	湯沢小学校入学式（午前）	23日	令和7年度湯沢町ボランティア連絡協議会総会及び研修会及び交流会（湯沢公民館他）
9日	湯沢中学校入学式（午後）	25日	令和7年新潟県特別豪雪地帯市町村議会協議会 監事会・理事会・総会
10日	議会広報常任委員会	27日	湯沢町消防団春季消防演習（各地区）
16日	議会広報常任委員会	27日・28日	例月出納検査 監査委員
18日	第6回議員全員協議会（政務活動費使途報告会他）	27日	全国町村議会議長会及び新潟県町村議会議長会 正副議長研修会（東京国際フォーラム他）
21日	議会広報常任委員会	28日	令和7年度湯沢町商工会 第50回通常総代会
25日	観光商工合同「観校交歓会」（湯沢カルチャーセンター）	28日	産業建設常任委員会
26日	例月出納検査 監査委員	9日	議会運営委員会
30日	第29回越後湯沢全国画展表彰式（湯沢公民館）	10日	議会広報常任委員会
5月1日	魚沼地域特別養護老人ホーム組合監査（南魚沼市八色園）	13日	新潟県町村議会議長会 令和7年度第1回臨時総会（新潟県自治会館）
8日	総務文教常任委員会	13日・20日	第6回定例会（会期8日間）
9日	令和7年第2回魚沼地域特別養護老人ホーム組合臨時会	18日	一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構令和7年度定時社員総会
9日	生活福祉常任委員会	20日	第8回議員全員協議会
11日	令和7年スプリングセレモニー二十歳を祝う会（南魚沼市立総合支援学校）	20日	教育フェスティバル2025
13日	議会運営委員会	27日	湯沢学園10周年記念講演会他第9回異業種交流会「ゆきぐに会」
14日	産業建設常任委員会	30日	例月出納検査 監査委員
16日	令和7年街づくり研究会及び総会		魚沼地域特別養護老人ホーム組合監査（南魚沼市八色園）
	県町村議会議長会研修会事前打ち合わせ		
	第5回臨時会		

議員全員協議会

※全員協議会は、議会の協議また意見調査、本会議審議に伴う協議または、意見調整、執行部による事前説明及び意見聴取の場として、会議が開催されます。

3月24日 第5回

地方税制改正

・固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの税額減額措置を管理組合管理者からの申請も適用。期限を令和9年3月31日まで2年間延長

・軽自動車税

125CC以下で最高出力4.0kW以下に制御したバイクを新基準原付とし、税率2,000円/年

・国民健康保険税

基礎課税額限度額65万円↓66万円、後期高齢者支援金等限度額24万円↓26万円に引上げ。5割軽減・2割軽減の判定所得基準も引上げ

・個人住民税

給与所得控除55万円↓65万円、基礎控除48万円↓58万円に引上げ。特定扶養控除を創設し、扶養の給与収入を103万円↓150万円に引上げ（令和8年4月1日

雪国館の落雪事故

施行）
町たばこ税
加熱式たばこの課税方式見直し

例年、雪庇を落としてからトイレ通路の屋根雪を落としていたが、今年以降降雪量が多く屋根雪を下せず。2月28日通路通行止め、3月2日雪庇が落ちて梁が破損。修理費用は保険で対応予定。

Q 早い段階で対応すればこの状況にならなかったのでは。

A 悪天候続きで雪下ろしができない



かった。異常時報告を指定管理者に指示。

第3期子ども・子育て支援事業計画策定

令和7年度～11年度の5年計画。すべての子ども・子育て家庭を対象とした教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施。令和6年6月二丁調査、8月こどもワークシヨップ実施。

4月17日 第6回

フィッシングパークの雪害

大雪により湯沢フィッシングパークのバーベキュー棟、あずま屋等が倒壊。平成4年建築で指定管理運営。降雪前に単管パイプで補強したが今冬の降雪量が多く倒壊。バーベキュー棟は中央調理室除く全屋根が破損、他建物は一部損壊。指定管理者に過失なしと判断。夏休みまでの再建は困難で仮設テント営業を検討。現利用状況から同規模施設は不要なため縮小、鉄骨造で屋根取外し可能な構造を検討。費用は保険対応。

Q 重機による除雪はできなかったか。

A 通路（橋）が狭く重機乗入れは危険。

政務活動費使途報告

各議員が政務活動費について報告。執行率56.53%。

満額60,000円執行5名（飯田、渡辺、南雲（好）、並木、高橋岸野）

宮田13,086円

0円4名（水谷、南雲（あ）、田村、白井）。

5月16日 第7回

DX推進計画実施報告・計画

・令和6年度実施報告

窓口改革・業務改革・働き方改革の3つを実施

・令和7年度実施計画

手続簡素化、オンライン手続拡充、オムニチャネル化、業務標準化・自動化、ペーパーレス化、業務迅速化、テレワーク環境整備を推進。総務省の地域社会DX推進パッケージ事業活用

Q LINEとの連携で個人情報取り扱いはい。

A LINEには個人情報を持たせない。

Q 民間委託可能業務もあるのでは。

A 職員負担軽減につながるよう検討中。



自治功労者表彰 受賞おめでとう ございます

高橋政喜議員、並木利彦議員が町村議会議員として10年以上議員を務め、地方自治の振興発展に貢献された功績により、新潟県町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。



ご意見をお寄せください

湯沢町議会は、みなさまからのご意見・ご提案をお待ちしております

お寄せいただいたご意見は、今後の議会だよりづくりの参考にさせていただきます。

宛先 湯沢町議会事務局

郵送 〒949-6192 湯沢町大字神立300番地

FAX 025-784-3510

Eメール gikai@town.yuzawa.lg.jp

f <http://www.facebook.com/yuzawamachi.gikai/>

- ご意見は300字程度にまとめてお送りください。
- ご住所、氏名（実名）、年齢、性別、電話番号を明記してください。
- お寄せいただいたご意見・個人情報には議会内で厳重に管理し、目的以外での使用はいたしません。
- ご意見の内容にかかわらず、個々の回答は控えさせていただきます。

編集後記

夏の日差しが日に日に強まり、いよいよ本格的な夏の到来を感じる季節となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

今号では、6月定例会の内容を中心にお届けしております。今回は9名の議員による一般質問が行われ、幅広い分野について活発な議論が交わされました。議会の取り組みを少しでも身近に感じていただければ幸いです。暑さ厳しき折、どうぞご自愛のうえ、健やかな夏をお過ごしください。

編集委員 水谷幸乃



議会広報常任委員会

委員長 南雲好幸
副委員長 水谷幸乃
委員 飯田正義
南雲あや子
渡辺千恵
並木利彦